

高病原性鳥インフルエンザに係る防疫措置の状況について (第4報)

三豊市の養鶏場で発生した高病原性鳥インフルエンザに係る防疫措置 (殺処分) の状況について、以下のとおりお知らせします。

1 防疫措置の状況

<殺処分の状況>

11月7日(木)	22時00分	殺処分開始
11月9日(土)	14時現在	約40,000羽/約70,000羽 57パーセント

※殺処分終了までは、当日9時現在の状況を11時頃に、14時現在の状況を16時頃に情報提供する予定としています。

2 その他

- (1) 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。特に、ヘリコプターやドローンを使用するの取材は防疫作業の妨げとなるため、厳に慎むようお願いいたします。
- (2) また、日本では、これまで家きん肉及び家きん卵を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染した事例は報告されていません。
- (3) 今後とも迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者が根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いいたします。